

千葉県立保健医療大学副学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（以下「教特法」という。）第3条及び第7条の規定により、千葉県立保健医療大学副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の方法)

第2条 副学長候補者（以下「候補者」という。）の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任したとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。
- (4) その他副学長の選考が必要になったとき。

2 候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了の日の30日前までに、同項第2号から第4号までの場合は速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 候補者は、本学の教授をもって充て、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学教育に関し識見を有する者でなければならない。

(知事への申出)

第5条 学長は、第2条の規定により候補者を選考した場合は、教特法第10条の規定により、知事に申し出なければならない。

(任期)

第6条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期満了日前に、当該副学長を候補者として選考した学長の任期満了日が到来するときは、当該学長の任期満了日に副学長を退任するものとする。ただし、学長が任期の途中で欠けた場合は、引き続き在任し、次期学長が発令される前日に退任するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、副学長が任期満了日前に退職等により本学の教授としての職を失う場合は、本学教授としての職を失う日に副学長を退任するものとする。

(選考方法の特例)

第7条 千葉県立保健医療大学学長選考規程により、学長候補者として決定された者は、第2条の規定にかかわらず、候補者の選考を行うことができる。

(規程の実施及び解釈)

第8条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。